

## 福井県国民健康保険運営方針（中間案）に関する 県民パブリックコメント意見募集の結果

「福井県国民健康保険運営方針（中間案）」について、県民パブリックコメントを実施。提出された意見とそれに対する県の考え方を公表。

(1) 募集期間

平成 29 年 10 月 10 日（火）～10 月 31 日（火） 22 日間

(2) 意見件数（意見提出者数）

10 件 （6 名）

(3) 提出された意見および県の考え方

### 第 1 章 基本的事項

No.	意見	意見に対する県の考え方
1	国民皆保険体制が持続し、安心して暮らせるよう国民健康保険制度を運営してほしい。	<p>県が国保財政を担うことにより、財政基盤を強化し、運営の安定化を図っていきます。</p> <p>また、この運営方針を基に、県と市町が健康づくりや収納対策、赤字解消などを進め、将来にわたり国保制度の安定的な運営に努めていきます。</p>
2	県が国保運営を担うと何が変わるのか。	<p>被保険者証の交付や保険税の賦課・徴収などの業務は、これまでどおり市町が行い、変更はありません。</p> <p>県が新たに保険者となることで、高額療養費支給制度では医療費の自己負担限度額を超える回数が 4 回以上ある場合、限度額が引き下げられることになっており、この該当回数が県内市町間で通算されるようになります。</p> <p>このほか、県内市町の被保険者証の更新時期を統一するなど事務の標準化を進めていきます。</p>

## 第2章 国民健康保険の医療費および財政の見通し

No.	意見	意見に対する県の考え方
3	保険料の水準の統一はいつになるのか。	将来的な保険料水準の統一に向け、医療費適正化や国保財政の赤字解消、収納対策などを進めることとしています。
4	県内で保険料の差がなくなっていく方が公平に思うが、統一の目的はあるのか。	具体的な統一時期については、3年後の運営方針改定時に、各市町の医療費水準や赤字解消の進捗状況、保険料の改定状況などを確認したうえで、市町と協議し検討を行います。

## 第3章 納付金および標準的な保険料の算定方法

No.	意見	意見に対する県の考え方
5	保険料水準の統一によって、市の保険料が上がるのではないのか。	各市町の医療費水準や国保財政への一般会計繰入などの状況に差があり、現状において保険料水準を統一すると、保険料負担の急変を招くおそれがあります。
6	保険料水準の統一によって、保険料が急激に増加するようにならないようにしてもらいたい。	このため、将来的な統一を目指し、健康づくりによる医療費の平準化、適正な保険料の設定、保険料算定方式の移行などを、被保険者負担に配慮しながら進めていきます。
7	赤字を減らしていくと、保険料が上がるのか。	一度に赤字解消を図ることは、保険料の急激な上昇につながることから、医療費適正化、収納対策も含め、市町において計画的・段階的に解消を図ることとしています。
8	なぜ資産割を廃止するのか、理由をもっと記載してほしい。	「当該市町外に所有する固定資産は保険料算定対象外となること」の文言を追加します。

## 第6章 医療費の適正化の取組み

No.	意見	意見に対する県の考え方
9	国民健康保険制度を安定して運営するためには、病院へのかかり方や健康づくりについて考えていく必要がある。	特定健診の受診率向上による生活習慣病の予防、かかりつけ医の普及、後発医薬品の使用促進などにより、県全体の医療費適正化を進めていきます。
10	高齢者が増え、これからも医療費が増えていくと考えられ、赤字を減らす一方で、医療費が増え続けては国保の財政は改善されないのではないのか。	

福井県国民健康保険運営方針（中間案）に関する  
市町からの意見と県の考え方

第2章 国民健康保険の医療費および財政の見通し

No.	意見	意見に対する県の考え方
1	(10 頁図 8、37 頁表 30、図 17、38 頁表 31、39 頁表 32、図 18) これらの表題について、「業種別」となっているが、「診療種別」が適当ではないか。	国の公表資料にあわせ、「診療種別」とします。
2	(14 頁) 将来の見通しのなかで、今後は被保険者数の減少する一方で医療給付費は増加傾向であるため国保の運営は厳しい状況であると触れている。平成30年度は公費が拡充されるが、その後の状況をみて必要な支援を国に要望していくなどの記載をしてはどうか。	第9章（1）に「国保運営にかかる提案要望などについて」の文言を追加します。

第3章 納付金および標準的な保険料の算定方法

No.	意見	意見に対する県の考え方
3	(25 頁) 5 標準保険料率の算定方法の（1）標準的な算定方式において、4 方式から資産割を廃止した3 方式を採用したことについて記載されているが、県内のほとんどの市町が4 方式を採用している。資産割を廃止する理由を拡充したほうがよい。	「当該市町外に所有する固定資産は保険税算定対象外となること」の文言を追加します。

第4章 保険税の徴収の適正な実施

No.	意見	意見に対する県の考え方
4	(28 頁表 22) 平成 27 年度の統計結果は速報値となるのか。	国の公表資料では、各年度の速報値が記載されており、これにあわせ「滞納世帯数等の推移（速報値）」とします。

5	(29 頁) 「収納率が高い＝納付組織による比率が高い」、「収納率が低い＝自主納付の比率が高い」という構図になっているが、納付組織による納付を推進していく方向性ではないため、口座振替世帯の比率の文言に絞ってよいと考える。	「収納率が高い若狭町は納付組織による比率が高く、自主納付の比率が低いのに対し、収納率が低い敦賀市は自主納付の比率が高くなっています。また、」を削除します。
---	---	---

## 第 6 章 医療費の適正化の取組み

No.	意見	意見に対する県の考え方
6	(39 頁) 現状を記載するのであれば、「入院外医療費（調剤含む）は勝山市、美浜町、大野市、南越前町が高く、入院医療費（調剤含む）は美浜町、おおい町、池田町、南越前町が高くなっています。」とした方がよい。	ご意見のとおり、修正します。

## 第 8 章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

No.	意見	意見に対する県の考え方
7	(52 頁) 「国保直営診療施設を拠点として」と記載しているが、国保直営診療施設がない市町もあり、「国保直営診療施設を活用するなど、地域の実情に応じて」とした方がよい。	「国保直営診療施設等を拠点として」と修正します。

## 第 9 章 施策実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整

No.	意見	意見に対する県の考え方
8	(53 頁)第 9 章タイトル：目次と不一致	第 9 章のタイトルを見直し、「施策実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整」とします。